

「NONDE」加盟店利用規約

本規約は、株式会社アノニギワキ（以下、「運営会社」という）が運営する『NONDE』（以下「本サービス」という）において、運営会社と利用者（第1条2項2号において定義する）との間に適用される条件を定めるものとする。

第1条(定義等)

本規約で使用する用語の定義は、以下の通りとする。

1. 「本サービス」: 運営会社が運営する「NONDE」という、利用者が月額費用を支払い、加盟店で毎日2杯の無料ドリンクを受けられるサービスを指す。
2. 「加盟店」: 本規約に同意し、運営会社所定の方法で加盟店登録を申し込み、運営会社が承諾した店舗を指す。
3. 「利用者」: 本サービスに登録し、加盟店で無料ドリンクの提供を受けられる者を指す。
4. 「ドリンク提供」: 利用者が加盟店で本サービスを利用して無料ドリンクを受ける行為を指す。
5. 「加盟店情報」: 店舗名、住所、連絡先など、運営会社が加盟店登録に必要とする情報を指す。
6. 「掲載情報」とは、NONDE上に掲載する加盟店情報の一部及び加盟店のPR情報の総称をいう。
7. 「本規約等」とは、本規約、利用者利用規約、運営会社の「個人情報の取扱いについて」及びこれらに関連する特約の総称をいう。

第2条(本契約の成立等)

1. 本規約は、加盟店が本サービスを利用するにあたっての条件を定めるものであり、加盟店は本規約に従うものとする。
2. 運営会社は、加盟店に対し本規約の内容を電磁的方法（ウェブサイトへの掲載等）で通知し、本規約はその通知により加盟店に適用されるものとする。
3. 加盟店となることを希望する店舗は、予め本サービスの仕組みを理解して、本規約の内容に承諾のうえ、次項の方法により加盟店登録の申込みをするものとし、加盟店は本契約の有効期間中、本規約を遵守するものとする。
4. 加盟店となることを希望する店舗は、運営会社指定の加盟店登録方法により加盟店登録の申込みをするものとし、その後運営会社が当該申込みに承諾をして本サービスのマニュアル等を発送した時点で、本契約が成立するものとする。
5. 運営会社は、前項の申込みの際に審査を行うものとし、運営会社が加盟店として不適切と判断した場合は、申込みを承諾しないことがあること、承諾後であっても、運営会社が不適切と判断した場合は承諾の取消しを行うことがあることについて、加盟店はあらかじめ同意するものとする。
6. 運営会社は、民法第548条の4に定める定型約款変更の定めにしたがい、加盟店の了承を得ることなく、本規約を変更することができる。この場合、運営会社は、あらかじめ変更する旨及び変更後の規定の内容並びに変更の効力発生日を、ウェブサイトに掲載する等の方法により加盟店に周知するものとする。変更の効力発生日以後の本サービスの提供条件は、変更後の本規約によるものとする。
7. 運営会社から加盟店に対する通知は、運営会社の選択により、加盟店が運営会社に届け出た住所への郵送、メールアドレスへの送信、電話番号への架電又は運営会社の

ウェブサイトへの掲載、その他運営会社が指定する方法により行う。当該方法のいずれかにより通知を発信した時点（郵送の場合は消印有効日）において、運営会社から加盟店に対する通知がなされたものとみなす。なお、運営会社が、当該方法のいずれかにより通知したにもかかわらず、当該通知が到達しないことによる加盟店の不利益について、運営会社は一切の責任を負わないものとする。本項の規定は、特別の規定がない限り、本条以外にも準用されるものとする。

第3条（有効期間および解約）

1. 本契約の有効期間は1年間とし、期間満了の1か月前までに運営会社または加盟店から書面等による解約の意思表示がない限り、自動的に1年間更新されるものとする。
2. 前項にかかわらず、本契約が解約若しくは解除された場合又は本サービスが終了した場合若しくは加盟店が営業を中止する等により利用者へのドリンクの提供が不可となった場合は、本契約は終了するものとする。
3. 前二項に定めるほか、事由の如何を問わず本契約の終了後も、第8条、第9条、第12条、第14条、第16条及び第18条の規定は有効に存続するものとする。

第4条（権利義務譲渡の禁止）

加盟店は、本契約上の地位及び当該地位に基づく一切の権利義務を、運営会社の事前の書面による承諾なく、第三者に譲渡、貸与又は担保に供してはならないものとする。

第5条（加盟店登録料）

本契約に基づく加盟店登録料は無料とする。

第6条（加盟店の義務）

1. 加盟店は、利用者が加盟店に来店し、利用者の携帯端末等に表示される「画面」を提示した場合、提示された画面を確認のうえ、あらかじめ加盟店が設定したドリンクメニューのうち、次項に定める提供ドリンクの中から2杯に限り、当該利用者に無料で提供しなければならない。
2. 加盟店は、運営会社が加盟店に対し、利用者が満20歳以上であること、来店に車を利用していないことを保証するものではないことを了承し、加盟店に来店した利用者が酒類の提供を希望した場合は、当該利用者に対し必要に応じて、年齢確認、車の利用の有無についての確認等を行ったうえで提供ドリンクの提供を行うものとする。
3. 加盟店は、利用者利用規約に定める、利用者の本サービス利用条件をあらかじめ理解し、加盟店の責任において、利用者が当該利用条件を充足しているか確認するよう努めるものとする。
4. 加盟店は、やむを得ない事由により第10条の解約手続を経ず本サービスによる提供ドリンクの提供を即時に停止する場合は、速やかに運営会社にその旨申し出るとともに、運営会社の指示に従い対応を行うものとする。
5. 加盟店は、利用者に対し、本サービスに基づき提供ドリンクを提供する条件として、第1項記載の事項及びユーザー利用規約に定める利用条件以外の事項を独自に課してはならない。

第7条（掲載情報）

1. 加盟店の情報は、運営会社が運営する本サービスのウェブサイトやアプリ等に掲載されるものとする。
2. 掲載情報の掲載可否、文字情報等の掲載場所、順序及びデザイン等の一切は運営会社が決定するものとする。
3. 加盟店は、掲載情報に変更が生じた場合は、直ちに運営会社所定の方法で運営会社へ変更申出をするものとし、運営会社は当該変更申出の内容を精査のうえ、運営会社の判断において掲載情報を変更するものとする。
4. 掲載情報の掲載・変更・削除(以下「掲載等」という)は、運営会社のみが行うものとする。
5. 加盟店は、運営会社が自らの判断により加盟店に対して何ら事前の通知なく掲載情報の掲載等を行うことがあること、運営会社はその理由の如何を問わず掲載情報の掲載等を行う義務を負うものではないことについて、異議なく同意する。
6. 運営会社は、加盟店が掲載しようとした情報の全部又は一部についてその掲載を拒絶したこと、当該情報の掲載の承諾の判断に時間を要したこと、掲載情報の掲載等をしたこと、又は掲載情報の掲載等をしなかったことにより、加盟店若しくは加盟店のグループ店等又は第三者に発生した損害について、その法的根拠の如何を問わず、一切の責任を負わないものとする。

第8条(加盟店情報等の取扱い)

1. 運営会社は、加盟店情報を次の各号に定める目的に利用するものとし、加盟店はこれに異議なく同意する。なお、加盟店は、本契約の終了後も継続して運営会社が加盟店情報を第3号ないし第6号の目的に利用することを予め承諾する。
 - (1) 加盟店登録の手續及びそれに付随する業務
 - (2) NONDE及びその他関連サービス上に開示する掲載情報の掲載等の手續及びそれに付随する業務
 - (3) 本サービス及びその他関連サービスの広報活動、加盟店及び利用者の募集のための営業行為並びにそれらに付随する業務
 - (4) 本サービスの運営・改善に必要な商取引全般に付随する業務
 - (5) 運営会社から加盟店に対する連絡、業務の案内又は資料等の送付及び運営会社の本サービス以外の業務全般に関する案内又は資料等の送付並びにそれらに付随する業務
 - (6) 本サービスの改善、利用促進、他の加盟店への情報提供及びその他運営会社のサービス開発、改善等を目的とする統計データの作成及び分析・利用のための業務
 - (7) その他前各号に準じる業務
2. 運営会社は、加盟店情報を適切に管理し、次の各号に該当する場合を除き、第三者に開示しない。ただし、本契約の成立日に既に公知の、又は本契約の成立後に運営会社の責に帰すべき事由によらず公知となった事実に関してはこの限りでない。
 - (1) 加盟店の同意がある場合
 - (2) 運営会社が本サービスに関し業務委託をする事業者に対して開示する場合
 - (3) 法令等に基づき開示する必要がある場合
3. 運営会社は、加盟店が運営会社に提供した情報及び本利用者の加盟店利用状況等のデータ等を、個人及び加盟店を特定できない形での統計的な情報として、運営会社の裁量で利用及び公開することができるものとし、加盟店はこれを予め承諾し異議を唱えないものとする。
4. 加盟店情報に個人情報が含まれる場合は、当該個人情報は運営会社の「個人情報の取扱いについて」に準じて取り扱うものとする。

第9条(著作権等)

1. 本サービスに関するコンテンツにおいて使用されるシステムプログラム、デザイン及び文章等の著作権若しくは本サービスに関連する著作権、商標権及びその他知的財産権等の一切の権利は、運営会社若しくは運営会社に権利を許諾した第三者に帰属するものとする。
2. 加盟店は、本サービスに関するコンテンツを運営会社は無断で複製、改変、掲載、転載、公衆送信、提供、販売、譲渡、貸与、翻訳、二次的利用等をしてはならないものとする。

第10条(加盟店による解約)

1. 加盟店は、本契約の解約を希望する場合には、運営会社に電話、メールもしくはその他の方法で連絡をしたうえで、運営会社所定の加盟店解約届に必要な事項を記入して、運営会社の指定する方法により運営会社に提出するものとする。
2. 前項の場合、毎月 15 日までに加盟店解約届が運営会社に到着した場合は、当月末日に解約とする。

第11条(運営会社による解除)

1. 運営会社は、加盟店が次の各号の一に該当したときは、いずれの当事者の責に帰すべき事由によるものであると否とにかかわらず、何らの催告なしに直ちに掲載情報の削除、加盟店登録の抹消及び本契約の解除をできるものとする。なお、本条の措置により、加盟店又は第三者に損害又は不利益が生じても、運営会社は一切の責任を負わないものとする。
 - (1) 本規約の各条項に違反したとき
 - (2) 運営会社の信用を傷つけたとき
 - (3) 手形又は小切手の不渡りが発生したとき
 - (4) 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行又は滞納処分又は滞納処分の申し立てを受けたとき
 - (5) 破産、民事再生、会社更生又は特別清算の申し立てをし、又は第三者から申立てがされたとき
 - (6) 前三号の他、加盟店の信用状態に重大な変化が生じたとき
 - (7) 解散又は営業停止となったとき
 - (8) 合併などにより経営環境に大きな変化が生じたとき
 - (9) 営業方法等について行政当局による注意又は勧告若しくは行政処分を受けたとき
 - (10) 加盟店及びその従業員等関係者が運営会社のコンピュータに保存されているデータを運営会社は無断で閲覧、変更若しくは破壊したとき、又はその恐れがあると運営会社が判断したとき
 - (11) 営業方法等が公序良俗に反し又はNONDEの加盟店としてふさわしくないと運営会社が判断したとき
 - (12) 営業の全部又は重要な部分を譲渡したとき
 - (13) 運営会社に不利益をもたらしたとき又は、その恐れがあるとき
 - (14) 連絡がとれないとき
 - (15) 利用者とのトラブル、苦情の申出等により、本サービスの信頼等に影響を及ぼすと運営会社が判断した場合
 - (16) 運営会社が加盟店として不適格であると判断した場合
 - (17) その他、本規約に定める事項を遂行できる見込みのなくなったとき

2. 運営会社は前項各号にかかわらず、加盟店登録の継続が困難と認めたときは、加盟店に対し書面又はメール等運営会社所定の方法で発信した時点で、本契約を解除することができるものとする。

第12条(守秘義務)

加盟店は、本契約の有効期間中又は本契約の終了後にかかわらず、本サービスに関連して知り得た情報、その他運営会社の秘密に属すべき一切の事項を第三者に開示、提供又は漏洩してはならず、本契約の履行以外の目的に使用しないものとする。

第13条(禁止事項)

1. 加盟店(加盟店の役員及び従業員を含む)は次の各号に定める行為を行ってはならないものとする。加盟店が次の各号の一に該当する行為を行った場合は、運営会社は、事前の通知を要せず直ちに掲載情報の削除、加盟店登録の抹消及び本契約の解除をすることができる。なお、本条の措置により、加盟店又は第三者に損害又は不利益が生じても、運営会社は一切の責任を負わないものとする。
 - (1) 本規約に違反する行為
 - (2) 法令の定めに違反する行為
 - (3) 犯罪に結びつく行為
 - (4) 公序良俗に反する行為
 - (5) 消費者の判断に誤解、錯誤、混乱等を与える恐れのある行為
 - (6) 他の加盟店、本ユーザー又はその他ユーザーその他の第三者に対し、財産権(知的財産権を含む)の侵害、物理的損害、プライバシーの侵害、名誉の棄損、誹謗中傷その他不利益を与える行為
 - (7) NONDEを利用して加盟店に関わる情報以外を宣伝する行為
 - (8) 本サービスを含む運営会社のサービス事業の運営・維持を妨げる行為
 - (9) 虚偽の情報を故意に登録させる行為
 - (10) NONDEに関し利用しうる情報を改竄する行為
 - (11) 運営会社のサービスを提供する上で関係するあらゆるシステムに対して、有害なコンピュータプログラム等の送信又は書き込み行為、不正アクセス等により、その機能に悪影響を及ぼす行為
 - (12) 本ユーザー又はその他ユーザーに対し、加盟店の一般の利用客と比較して不利となる差別的な取り扱いをする行為
 - (13) NONDE上で、飲食店としての加盟店情報以外の情報を掲載させるなどして、飲食店としての加盟店以外の営業活動の宣伝をする行為
 - (14) 宗教活動、政治活動など本契約の履行以外の目的で本サービスを利用する行為
 - (15) 第三者になりすまして加盟店登録を申し込む行為
 - (16) その他前各号に準じる行為等、運営会社が合理的理由により不適切と考える行為

第14条(損害賠償)

1. 加盟店は、本サービスに関連して運営会社に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとする。

2. 加盟店は、本サービスに関して他の加盟店又は利用者その他第三者との間でトラブル等が発生した場合、加盟店の責任と費用負担により解決するものとし、当該トラブル等により運営会社に損害が生じた場合は、その損害を賠償するものとする。
3. 加盟店に対するクレームなどを運営会社が受けつけ、運営会社に損害が生じた場合、運営会社は当該加盟店に対してその損害の賠償を請求できるものとする。

第15条(サービスの停止・変更・終了)

1. 加盟店は、本サービスが、次の各号に定める事由により一定期間停止し、又は終了する場合があることを予め承諾し、本サービスの停止及び終了により加盟店又は第三者に損害又は不利益が生じても、運営会社は一切の責任を負わないものとする。
 - (1) 運営会社のサーバ、ソフトウェア等の点検、修理、補修等の必要
 - (2) コンピュータ、通信回線等の事故
 - (3) 天災、災害、戦争、暴動、労働争議、疫病の流行等の発生
 - (4) その他運営会社が必要と判断した場合

第16条(免責)

1. 運営会社は、加盟店が本サービスに関して被った一切の損害につき、その原因の如何を問わず、これを賠償する責を負わないものとする。
2. 運営会社は、本サービスに関連する一切の行為について、加盟店に対して、その法的根拠の如何に関わらず、一切の損害賠償義務を負わないものとする。
3. 本サービスにおいて、加盟店から提供された情報が第三者の知的財産権(著作権、意匠権、特許権、実用新案権、商標権、営業秘密を含む)、名誉、プライバシーその他第三者の権利又は利益を侵害していたことに起因して、運営会社が損害賠償の支払を余儀なくされた場合は、運営会社は当該権利又は利益侵害の原因となる情報を提供した加盟店に対しその損害及び当該権利又は利益の侵害に基づく請求に対する対応に関わる一切の費用(訴訟費用、賠償金、弁護士費用など)を請求できるものとする。
4. 加盟店間又は加盟店と利用者その他第三者の間でトラブルが発生した場合は、当該当事者間で一切の解決を図るものとし、運営会社は何ら責任及び負担を負わないものとする。
5. 運営会社は、本サービスに関連する一切の行為について、第三者に委託することができるものとする。なおこの場合、運営会社は当該第三者に本規約に基づき運営会社が負う義務を遵守させるものとする。
6. 運営会社は、本サービスにおいて、加盟店に対し、加盟店登録をすることにより加盟店の売上が向上することを保証するものではない。

第17条(反社会的勢力の排除)

1. 加盟店は、加盟店又はその関係会社若しくはグループ会社等が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき

- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき
 - (5) その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2. 加盟店は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為を行わないことを確約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて甲の信用を棄損し、又は甲の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3. 運営会社は、加盟店が反社会的勢力若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合は、加盟店に対して何らの催告をすることなく直ちに本契約を解除することができる。
- 4. 運営会社は、前項の規定により本契約を解除した場合、加盟店に損害が生じてても何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により運営会社に損害が生じたときは、加盟店はその損害を賠償するものとする

第18条(準拠法および管轄裁判所)

- 1. 本規約の準拠法は日本法とする。
- 2. 運営会社と加盟店の間で生じた、本規約に起因し、又は関連する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第19条(協議)

本規約に定めのない事項及び本規約の各条項について疑義が生じた場合、運営会社及び加盟店は誠意をもって協議し、解決するものとする。

【附則】

本規約は、2024年10月1日から施行する。